

Tax-Account

第87号

平成26年4月30日

この「Tax-Account」では、専門的な用語を極力避けているため、法律の条文と比較すると、不正確な表現となっている部分があります。この情報を基に、施策を実行に移される際は、ご注意ください。ご不明の点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

平成26年度税制改正について(その1)

平成26年度の税制改正法案は、2月4日、閣議決定されるとともに、国会へ提出され、3月20日の参議院本会議で可決・成立しました。

昨年7月の参院選で、政権与党が過半数を獲得し、衆参両院で過半数を占めて、「ねじれ」を解消しました。とは言え、3月20日での成立は、阪神・淡路大震災に対する税制上の救済法案審議の関係もあって異例のスピード成立となった平成7年(3月17日成立)に次ぐ、戦後2番目の早さだそうです。

今回は、その内容の一部をご紹介します。



○ 給与所得控除の見直し(所得税関係)

前号で、「税制改正大綱」(原案)の内容としてご紹介した給与所得控除の見直しについては、原案どおり実施されることとなりました。

給与所得控除の上限額は、下記のとおり引き下げられます。

- ・平成28年分の所得税から、給与収入1,200万円を超える場合の給与所得控除額は230万円(住民税は平成29年分から)
- ・平成29年分の所得税から、給与収入1,000万円を超える場合の給与所得控除額は220万円(住民税は平成30年分から)



○ 復興特別法人税の1年前倒し廃止(法人税関係)

「復興特別法人税」は、東日本大震災からの復興に必要な財源を確保する措置として創設されたものです。平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度について、通常の法人税額に10パーセントの税率を乗じて計算します。

この復興特別法人税は、平成23年度税制改正としての法人税減税と同時に導入されました。そのため、みなさまのなかには、減税の実感も、新税が導入されたことによる増税の実感も薄い方が多いのではないのでしょうか。

今般、デフレ脱却、経済再生に向けた経済の好循環を早期に実現する観点から、1年前

倒して廃止されることとなりました。平成23年度税制改正での減税効果が、ようやく実感できると思います。

平成26年3月に決算を迎えた法人は、4月から始まった新しい事業年度からは、復興特別法人税の適用はありません。その他の法人も、次に迎える決算の後には、適用がありません。

なお、個人に対して課税される「復興特別所得税」については、変更ありません。(平成25年から25年間にわたり、所得税額に2.1パーセントの税率を乗じて計算した金額となります。)



○ 税務調査の事前通知について(全般)

「Tax-Account」第75号(平成24年12月25日)で、次のとおりご案内しました。

「従来、税務調査が行われる際の税務署からの連絡(事前通知)は、事実上、税理士に対してのみ、なされる場合がほとんど(お客様には税理士から連絡)でした。

今回の改正(注:平成25年から)により、事前通知は、お客様(納税者)と税理士の双方になされることとなったため、今後、税務署からお客様に対し、直接、調査の連絡がある場合があります。」

お客様と税理士の、どちらを先に連絡するかは税務署の裁量に任されているため、実際、「突然、税務署から電話があつて驚いた」という方もいらっしゃいました。

今回の改正により、「税務代理権限証書」(税務専用の委任状です)に、納税者本人の同意が記載されている場合には、税務署は、税理士にのみ、税務調査の事前通知を行えばよいこととされました。(平成26年7月1日以後に行われる事前通知から適用となります。)

今後、申告等を行う都度ご案内申しあげますが、当事務所では、特段のご希望がない限りは、上記の「ご同意」をいただいたうえで、手続を行わせていただく所存です。

これにより、税務調査が行われる場合には、以前のように、お客様には当事務所からご連絡を差し上げることとなり、税務署から直接連絡が来ることがなくなります。



クールビズ実施について

当事務所では、環境省の提唱する地球温暖化防止対策の一環である「クールビズ」に賛同し、実施しております。

皆様には趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきたくお願い申し上げます。

また、皆様におかれましても、どうぞ軽装でお越しくださいませ。

- ・実施期間：5月7日から10月31日まで(予定)
- ・実施内容：ノーネクタイ・ノー上着の励行、エアコン温度を高めに設定

COOLBIZ
を実施しています



発行:

株式会社Y&T会計事務所

田沢徳和税理士事務所

〒233-0013

横浜港南区丸山台2-1-5

第2丸照ビル3階

TEL: 045-847-4810

FAX: 045-847-4811

E-mail: info@tax-account.jp

URL: <http://www.tax-account.jp>